

市報第16号

平成23年度横浜市一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告

平成23年度横浜市一般会計補正予算（第4号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成23年11月10日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成23年12月6日提出

横浜市長 林 文子



## 平成23年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

平成23年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,373,368,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		1,352,392 <sup>千円</sup>	75,000 <sup>千円</sup>	1,427,392 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	1,352,392	75,000	1,427,392
歳入合計		1,373,293,685	75,000	1,373,368,685

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		87,997,904 <sup>千円</sup>	75,000 <sup>千円</sup>	88,072,904 <sup>千円</sup>
	7 選挙費	1,878,025	75,000	1,953,025
歳出合計		1,373,293,685	75,000	1,373,368,685

## 一般会計補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21繰 越 金	千円 1,352,392	千円 75,000	千円 1,427,392		千円	千円
1繰 越 金	1,352,392	75,000	1,427,392			
1繰 越 金	1,352,392	75,000	1,427,392	(1)前年度繰越金	75,000	
歳 入 合 計	1,373,293,685	75,000	1,373,368,685			

## 2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	市 債	そ の 他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
2 総 務 費	87,997,904	75,000	88,072,904	—	—	—	75,000			
7 選 挙 費	1,878,025	75,000	1,953,025	—	—	—	75,000			
3 市 会 議 員 選 挙 費	—	75,000	75,000	—	—	—	75,000	1 報 酬 2,234 3 職 員 手 当 等 17,711 (7)超過勤務手当 17,711 7 賃 金 3,507 8 報 償 費 1,028 9 旅 費 320 (2)普 通 旅 費 320 11需 用 費 7,547 (1)消 耗 品 費 3,985 (3)食 糧 費 163 (4)印 刷 製 本 費 3,119 (5)光 熱 水 費 180 (6)修 繕 料 100 12役 務 費 5,341 13委 託 料 23,393	(市議会議員磯子区選挙区補欠選挙に伴う補正)	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	市 債	そ の 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
								14 使用料及び 賃借料	5,583	
								18 備品購入費	20	
								19 負担金補助 及び交付金	8,316	
歳 出 合 計	1,373,293,685	75,000	1,373,368,685	—	—	—	75,000			

## 補正予算給与費明細書

### 一 般 職

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	人 (1,264) 19,548	千円 —	千円 84,055,897	千円 87,848,383	千円 171,904,280	千円 30,982,629	千円 202,886,909	
補正額	(1,264) 19,548	—	—	17,711	17,711	—	17,711	
合 計	(1,264) 19,548	—	84,055,897	87,866,094	171,921,991	30,982,629	202,904,620	

○ ( )内は短時間勤務職員数で外数である。

職 員 手 当 補正額の内訳	区 分	超 過 勤 務 手 当
	補正前の額	千円 7,175,940
	補正額	17,711
	合 計	7,193,651

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。